

会員各位

## 令和5年分 所得税・消費税確定申告指導会のお知らせ

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には日頃より当会の事業に、ご理解ご協力を頂き誠に有難うございます。

さて、商工会では標記の指導会について、下記日程にて開催いたします。

尚、税理士の指導会、参加ご希望の方はTEL、又はFAXでお申込みください。

### ◎ 所得税・消費税確定申告個別指導会 (税理士による指導会： 無料)

開催日	講師	指導時間	開催場所
令和6年2月29日(木)	落合正税理士	10:00~15:00 (休憩 12:00~13:00)	白井市商工会館 2階 会議室
令和6年3月 5日(火)	上田剛士税理士		
令和6年3月 7日(木)	上田剛士税理士		

◆持参していただく物 (裏面 ※に記載)

### ◎ 所得税・消費税確定申告個別指導 (職員による指導会： 一部有料)

指導受付期間：令和6年2月19日(月) ~ 3月11日(月)まで(土・日・祝日は除く)

- ・所得税確定申告期限は3月15日まで
- ・消費税確定申告期限は3月31日まで

〔お申し込み・お問い合わせ先〕 白井市商工会 TEL047-492-0721  
FAX047-491-9884

### 税理士による指導会申込書

事業所名			
住所		電話	
受講者名		F A X	
希望日	月 日	希望時間	時から

※時間については調整させていただくことがございますがご了承ください。

## 職員による確定申告指導受付表

事業所名			
氏名		電話番号	
備考			

※持参書類以下（税理士による指導会及び職員による指導会共通の必要書類）

### 下記書類が揃っていることをご確認ください

- 前年分の確定申告書・決算書の控え
- 国民年金・健康保険料の納付書（国民年金は控除証明書が必要）
- 各種保険料等の控除証明書
- 帳簿又は月別集計表
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合  
・住宅ローン借入残高証明書等
- 医療費控除を受ける場合
  - ①医療費控除の明細書
  - ②個人別かつ各病院等のそれぞれの支払合計金額
  - ③健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」
  - ④病院、薬局などの領収書（個人別かつ各病院等の合計金額）※①・②はいずれか1つ  
③の場合は記載されている以降の領収書も必要
- 消費税の申告をされる方は、前々年分の決算書の控え
- マイナンバーカード又は通知カード
- 公的年金源泉徴収票（国民年金や厚生年金をもらっている方）
- 給与の源泉徴収票（自営の他に勤めている方）